

住みなれたまちで安心して暮らすために

# 介護保険 べんり帳



センター名	電話番号	担当地域	窓口開設時間
にし地域包括支援センター	TEL 072-863-0170	四條畷西中学校区	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8:45～午後5:15*1・2
なわて地域包括支援センター	TEL 072-862-3366	四條畷中学校区	
たわら地域包括支援センター	TEL 0743-70-1249	田原中学校区	
四條畷市健康福祉部 高齢福祉課	TEL 072-877-2121(代表) TEL 0743-71-0330(代表)		

- ※1 地域包括支援センターは、緊急時は24時間対応可能です。
- ※2 地域包括支援センターは、事前予約にて休日相談可能です。

令和6年度以降の内容（予定を含む）です。

※現行の内容は、くすのき広域連合の介護保険べんり帳をご覧ください。



# 介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、高齢者や障がい者など、日常生活の自立が難しい人々のために提供される保険制度のことで、被保険者が介護が必要な状態になった場合に、介護サービスや施設の利用料を一部負担することで、その負担を軽減する目的で設けられています。

## 介護保険被保険者証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者が利用するための証明書が「介護保険被保険者証」です。被保険者証は、介護サービスや施設を利用する際に提示することで、適切なサービスを受けるための証拠となります。

この証は、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。被保険者証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。大切に保管しましょう。

### ● 65歳以上の方は

65歳以上の方の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に四條畷市から自動的に交付されます。

### ● 40～64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

### ● 被保険者証が必要なとき

- ・要介護・要支援認定を申請するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護給付費の支給申請をするとき など

### ● 被保険者証の有効期限は？

有効期限はありません。介護（予防）サービスを利用するまで大切に保管してください。

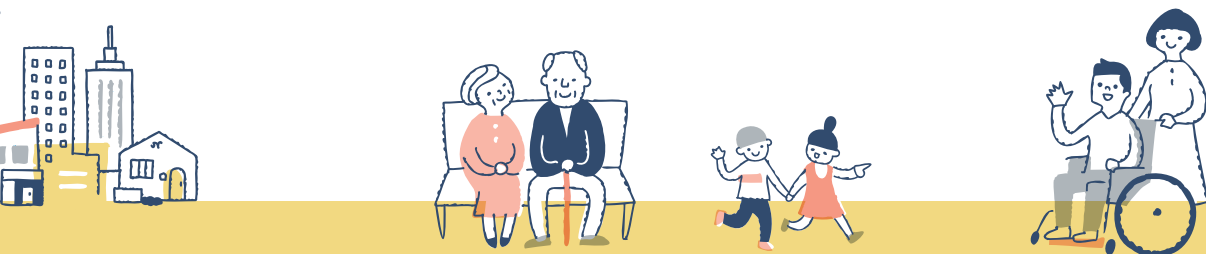
介護保険被保険者証	
番号	見本
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別 男・女
交付年月日	
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印	大阪府 四條畷市 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電話 072-877-2121(代表) 0743-71-0330(代表)

※イメージです。今後変更する場合があります。

# もくじ

1	介護保険制度のしくみ	4
2	介護保険料について	6
3	サービスを利用するには	
	介護(予防)サービスを利用するための手順	10
	要介護・要支援認定の申請から認定まで	12
	ケアプラン作成からサービス利用まで	14
4	介護保険で利用できるサービス	
	居宅サービス	16
	地域密着型サービス	20
	施設サービス	22
	福祉用具貸与・購入、住宅改修	24
5	利用者負担について	
	費用の支払い	26
	利用者負担額を軽減するために	27
6	介護予防・日常生活支援総合事業	30
7	地域包括支援センターの担当地域のご案内	32

発行	四條畷市	編集／発行	株式会社鎌倉新書
		発行年	2023年度12月



# 1 介護保険制度のしくみ

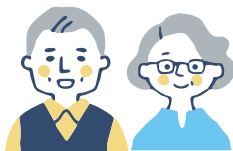
## 介護保険加入者(被保険者)

年齢で2つの被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

### 65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

### 医療保険に加入している40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

●保険証・負担割合証の交付 ●認定や結果通知

●介護保険料を納める ●要介護・要支援認定の申請

## 地域包括支援センター

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 高齢者や家族等から相談を受け、内容に応じて支援

相談

支援

## ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

●サービスの提供 ●費用の1~3割を請求

●サービスを利用 ●費用の1~3割を支払う

## 特定疾病とは ※1

介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

● 筋萎縮性側索硬化症

● 多系統萎縮症

● 脊柱管狭窄症

● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

● 後縦靭帯骨化症

● 初老期における認知症

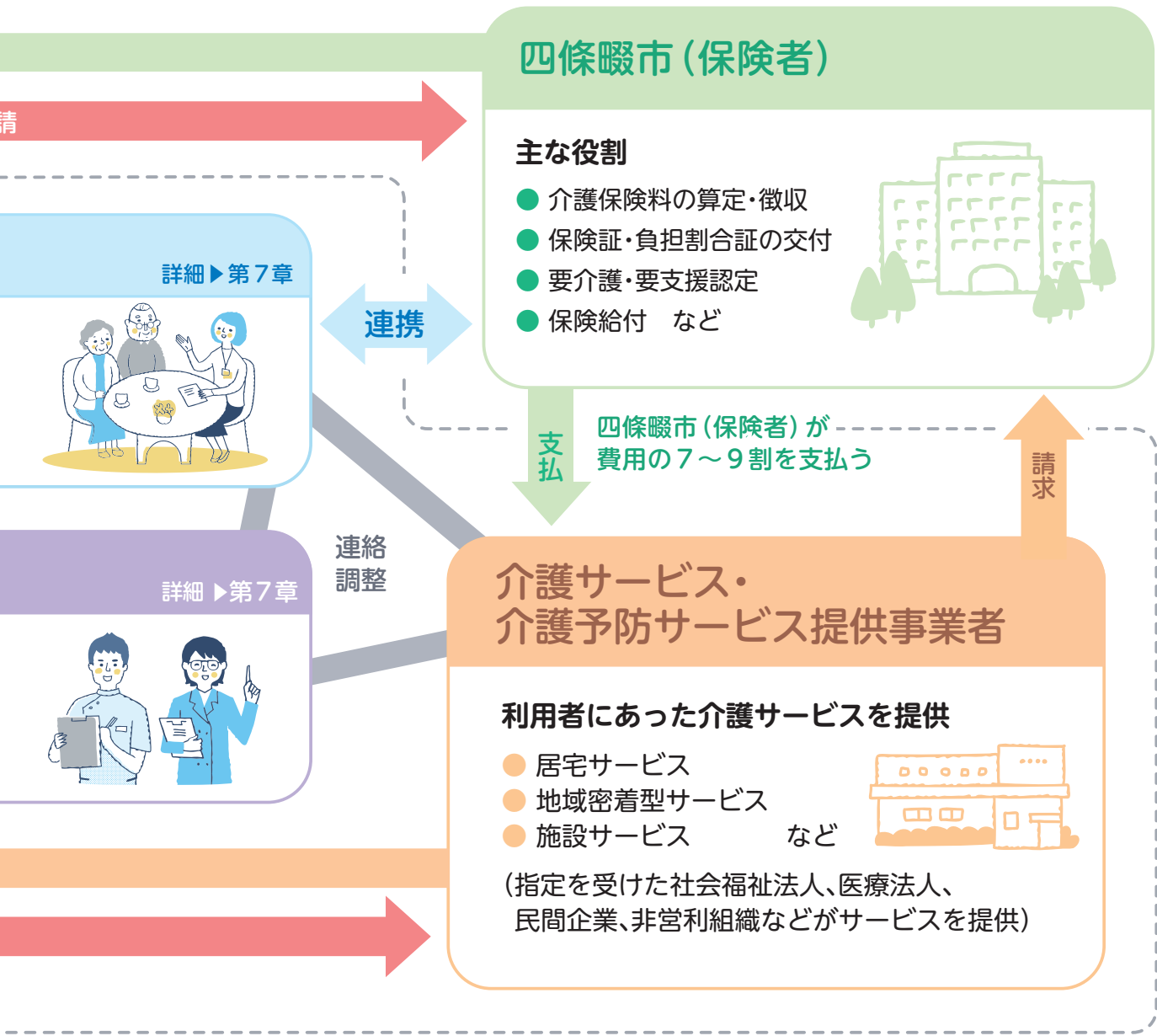
● 早老症

● 骨折を伴う骨粗しょう症

● 脊髄小脳変性症

● 脳血管疾患

介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる公的保険制度です。



介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

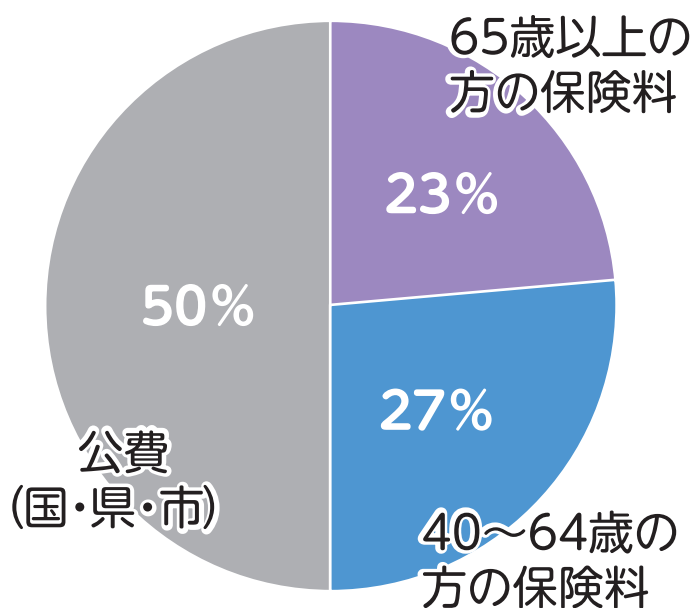
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 慢性閉塞性肺疾患
- 関節リウマチ

## 2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

### ● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は以下の通りです。



### 65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

令和6年度からの介護保険料は、現在、検討中です。現在の介護保険料については、くすのき広域連合が発行する『介護保険料のしおり』をご覧ください。

## 年金の受給が年額18万円以上

## 年金から天引き（特別徴収）

年金天引きとは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。  
 （注）個人年金は対象となりません。

## 仮徴収期間



## 仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間（4月・6月・8月）、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

## 本徴収期間



## 本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（10月・12月・2月）で年金から差し引かせていただきます。

## 年金の受給が年額18万円未満

## 納付書払か口座振替（普通徴収）

四條畷市からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。

## 本算定賦課



## 本算定賦課

7月から翌年の3月までの9期分の納付書を7月中旬にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・コンビニ等で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年所得の確定後に計算されたその年度の年間保険料額（本算定賦課）を原則として9期に分けて納めていただきます。

# 40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

## 国民健康保険に加入している方

**決め方**▶ 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

**納め方**▶ 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。  
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

## 職場の健康保険に加入している方

**決め方**▶ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

**納め方**▶ 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。  
※原則として事業主が半分納めます。



## 介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

### 1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

### 1年半以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

### 2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。



MEMO

介護保険制度の  
しくみ

介護保険料に  
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活  
支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# 3 サービスを利用するには

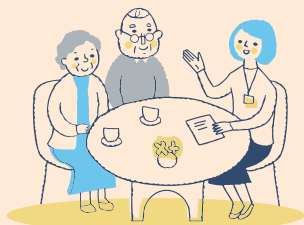
## 介護(予防)サービスを利用するための手順

相談する

心身の状態を調査

65歳以上の方

地域包括支援センター・  
高齢福祉課で相談する。



例えば…

- ・介護(予防)サービスが必要
- ・どんなサービスを利用したらよいかわからない
- ・介護予防に取り組みたい  
など

40~64歳以下の方

※要介護・要支援認定の  
申請が必要です。

要介護・要支援認定  
の申請



申請の窓口は市役所の高齢  
福祉課です。申請は本人また  
は家族でもできます。

要介護・要支援認定

非該当

基本チェックリスト  
による判定



25の質問項目で日常生活  
に必要な機能が低下してい  
ないかを確認します。

### コラム 基本チェックリストについて

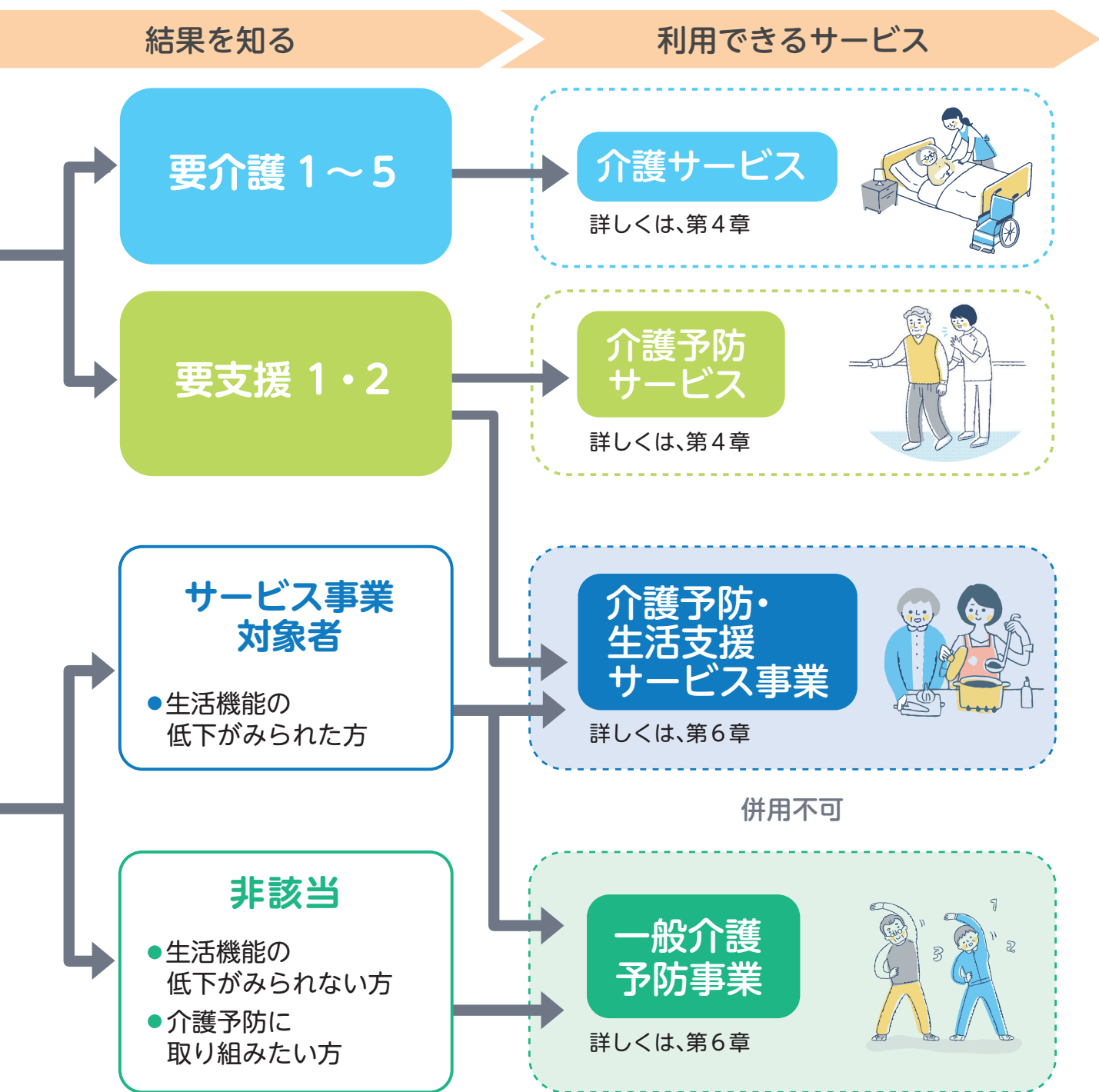
日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組みばいいかがわかります。

#### 基本チェックリスト (例)

- 週に1回以上は外出していますか
- 転倒に対する不安は大きいですか
- 半年前に比べて固いものが  
食べにくくなりましたか
- 周りの人から「いつも同じ事を聞く」  
などの物忘れがあるとされますか

など

まずは、市役所や、地域包括支援センターに相談してください。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

**コラム** ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

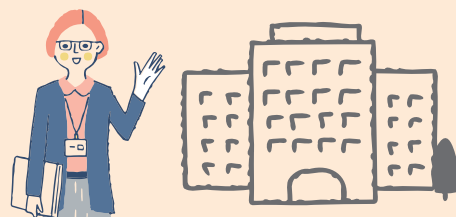
- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

# 要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

## 1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら市役所の高齢福祉課の窓口で申請をします。

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)が必要です。



### Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

### Q 申請の費用は？

A 無料です。

### Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

## 2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

## 2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

### Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。主治医がない場合は、市役所の高齢福祉課へご相談ください。

## 3

## 審査・判定

介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

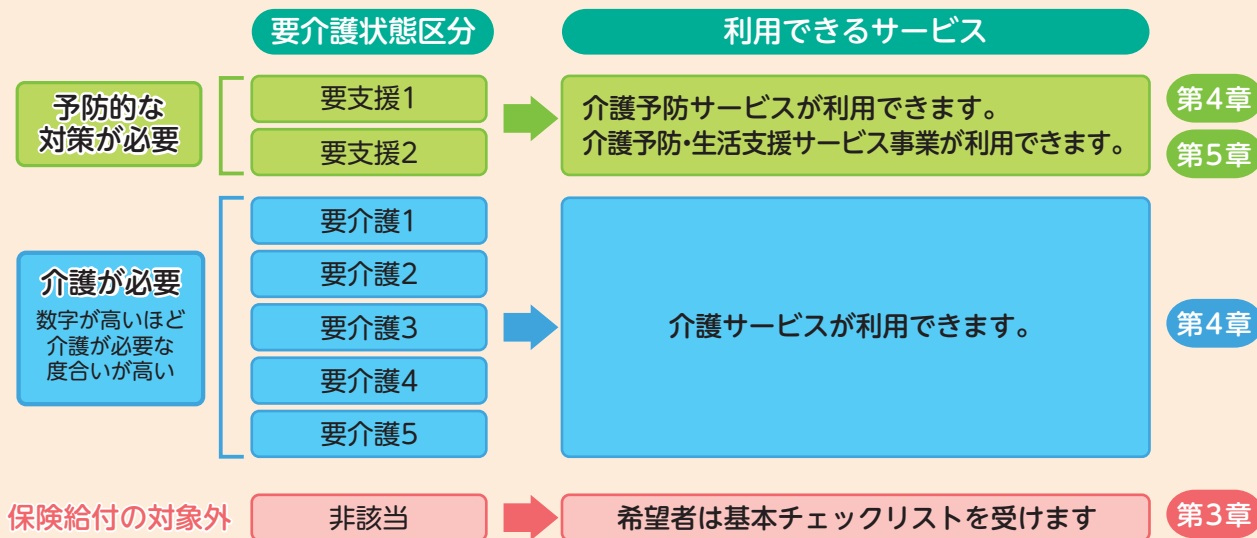


## 4

## 認定

必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- 介護認定審査会の判定に基づき、要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内。)



## Q

認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

## A

介護(予防)サービスは、申請した日から利用できます。ただし、認定結果によっては自己負担となる場合があるのでご注意ください。

なお、申請からサービス利用するまでに長く時間が空いていると、介護(予防)サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護・要支援認定のやり直しが必要になる場合があります。

介護(予防)サービスが必要な時に、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

# ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護 1～5  
と認定された方

在宅で  
サービスを利用したい



居宅介護支援事業所に  
ケアプランの作成を依頼

- 居宅介護支援事業所を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



施設に  
入所して  
サービスを利用したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ  
直接申し込みます。



要支援 1・2  
と認定された方

介護予防・生活支援  
サービス事業対象  
となった方

地域包括支援センターに  
ケアプランの作成を  
依頼

- 心身の状態や環境、生活歴などから、課題を分析します。
- お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。(第7章参照)

ケアプランの作成

本人や家族とサービス担当者を含めて目標を達成するための具体策、利用サービスなどの支援メニューを決定します。



要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間  
(原則、新規は6か月、更新は12か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、  
有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。  
更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼し、介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

## ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

ケアマネジャーと面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランが作成され、同意により完成します。

サービス事業所と契約

## 在宅サービスの利用開始

ケアプランに基づいて居宅サービスを利用します。



第4章

## ケアプランの作成



施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

## 施設サービスの利用開始

ケアプランに基づいて施設サービスを利用します。

第4章



サービス事業所と契約 ※1

## 介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって介護予防サービス 第4章 および 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

## 介護予防・生活支援サービス事業の利用開始

ケアプランにそって 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

※1 介護予防・生活支援サービス事業所との契約は一部サービスを除きます。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは高齢福祉課までご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「大阪府介護保険審査会」に申立てできます。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター 担当地域のご案内

# 4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第4章で  
使用している  
マークの意味

**要介護** 要介護 1～5の方が利用できるサービス

**要支援** 要支援 1・2の方が利用できるサービス

## 居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

### 自宅での日常生活をサポートしてもらう

#### **要介護** 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

身体介護(30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など  
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など  
通院などのための乗車・降車の介助(1回)

#### **!** サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの  
日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

#### 共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」



# サービス

## 自宅で入浴の介助をしてもらう

### 要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。



### 要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

## 自宅で看護を受ける

### 要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

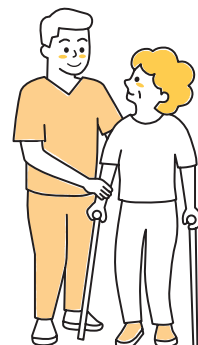
### 要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

## 自宅でリハビリをする

### 要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。



### 要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

介護保険制度の  
しくみ

介護保険料に  
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

## 自宅で医師などから指導・管理を受ける

### 要介護 居宅療養管理指導

### 要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

## 日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

### 要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。



## 日帰りで施設に通ってリハビリする

### 要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。



### 要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

使用している  
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

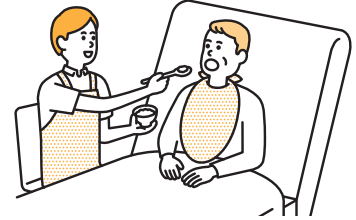
要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

## 特定の施設に入居している方が利用するサービス

### 要介護 特定施設入居者生活介護

### 要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



介護保険制度のしくみ

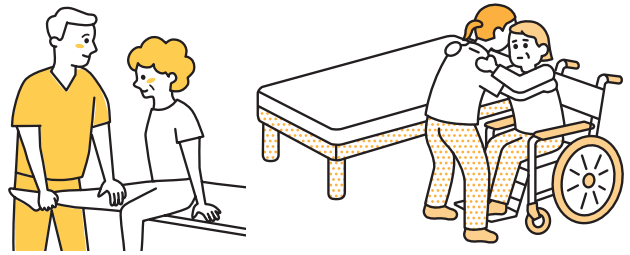
介護保険料について

サービスを利用するには

## 一時的に介護ができないとき

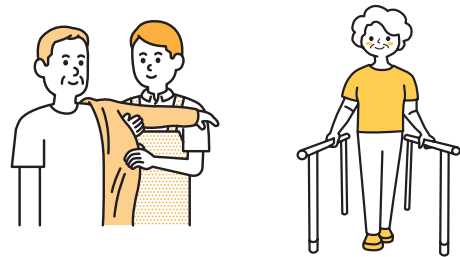
### 要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



### 要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

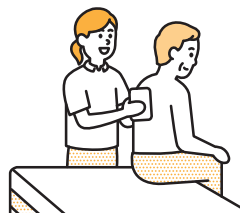
原則として、四條畷市民の方は、四條畷市内の事業所のみ利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

## 要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

## 要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。



## 要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

## 要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

## 要介護 小規模多機能型居宅介護

## 要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

使用している  
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

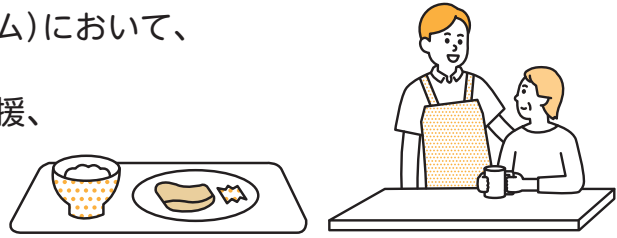
## 要介護 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護度が高く、医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

## 要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

### 要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



ユニットとは?・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

## 要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

原則として要介護3以上の方が入所できます。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

## 要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

## 要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# 施設サービス

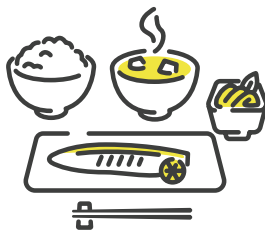
施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。

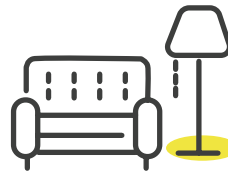
## 1 サービス費用の1割～3割



## 2 食費



## 3 居住費



## 4 その他の日常生活費



施設により異なります

## 居室 (部屋タイプ) について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

## 要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が対象です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア) ●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※上記の表を参照

## 要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰をめざしたりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※P22の表を参照

## 要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者を対象とするⅠ型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするⅡ型があります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

使用している  
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

## 福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

### 要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

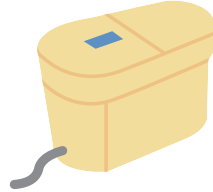
### 要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

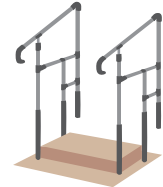
#### ■ 車いす



#### ★ 自動排泄処理装置



#### ▲ ■ 手すり (工事をともわないもの)



#### ■ 車いす付属品 (クッションなど)



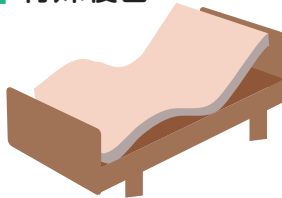
#### ▲ ■ スロープ (工事をともわないもの)



#### ■ 認知症老人徘徊感知器



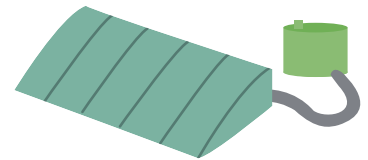
#### ■ 特殊寝台



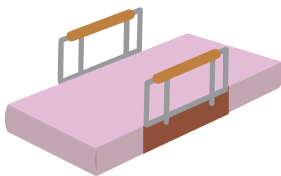
#### ▲ ■ 歩行器



#### ■ 体位変換器



#### ■ 特殊寝台付属品 (マットレスなど)



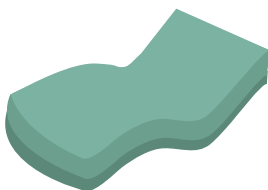
#### ▲ ■ 歩行補助つえ



#### ■ 移動用リフト (つり具の部分を除く)



#### ■ 床ずれ防止用具



#### 対象の範囲

要支援 1・2、要介護 1 の方 → ▲  
 要介護 2～要介護 5 の方 → ■  
 要介護 4・要介護 5 の方 → ★

#### サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用  
(利用者負担 1割～3割)

### ▼福祉用具(貸与)について

- 福祉用具(貸与)が適切な価格で利用できるよう、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。
- 福祉用具貸与業所に下記①②が義務づけられました。
  - ①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す
  - ②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す

#### 使用しているマークの意味

要介護

要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援

要支援 1・2の方が利用できるサービス



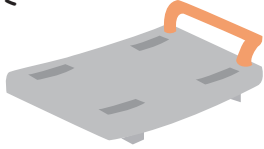
# 福祉用具を購入する

**要介護** 特定福祉用具の購入費の支給

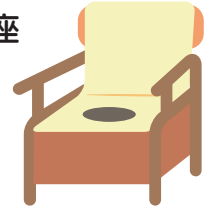
**要支援** 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

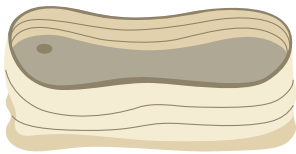
入浴補助用具



腰掛便座



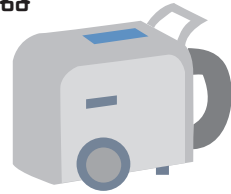
簡易浴槽



移動用リフト  
つり具



特殊尿器



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

**手続きに必要な書類**

- ①福祉用具購入費支給申請書
- ②福祉用具購入を要する意見書
- ③領収書(原本、被保険者あて)
- ④購入した福祉用具のパンフレットの写し等
- ⑤委任状(本人以外が支給を受けるとき)

※指定されていない事業所や販売店からの購入は支給対象外です。

**サービス費用のめやす**

福祉用具購入費10万円(年間)に対し、介護保険より最大9万円～7万円

(利用者負担1割～3割)

※購入費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。

# 住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

**要介護** 住宅改修費の支給

**要支援** 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

**▼対象となる工事の例**

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更

**サービス費用のめやす**

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円  
(利用者負担1割～3割)

※住宅改修を利用するときは、複数の業者見積をとりましょう。  
※工事費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。  
※1回の改修工事で20万円を使い切らず、複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

**手続きに必要な書類(記入例)**

**<事前申請>**

- ①住宅改修承認申請書(改修前)
  - ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成)
  - ③改修費見積書(被保険者あて)
  - ④住宅所有者の住宅改修承諾書
  - ⑤住宅の平面図※
  - ⑥着工前の改修箇所写真(日付入り)※
- ※本人の動線および工事後の状態が読み取れるもの

**<支給(事後)申請>**

- ①住宅改修費支給申請書(改修後)
  - ②請求書(被保険者あて)
  - ③領収書(原本、被保険者あて)
  - ④改修費の内訳書
  - ⑤改修前後の分かる改修箇所写真(日付入り)※
  - ⑥委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- ※改修前後の状態が比較できるもの

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

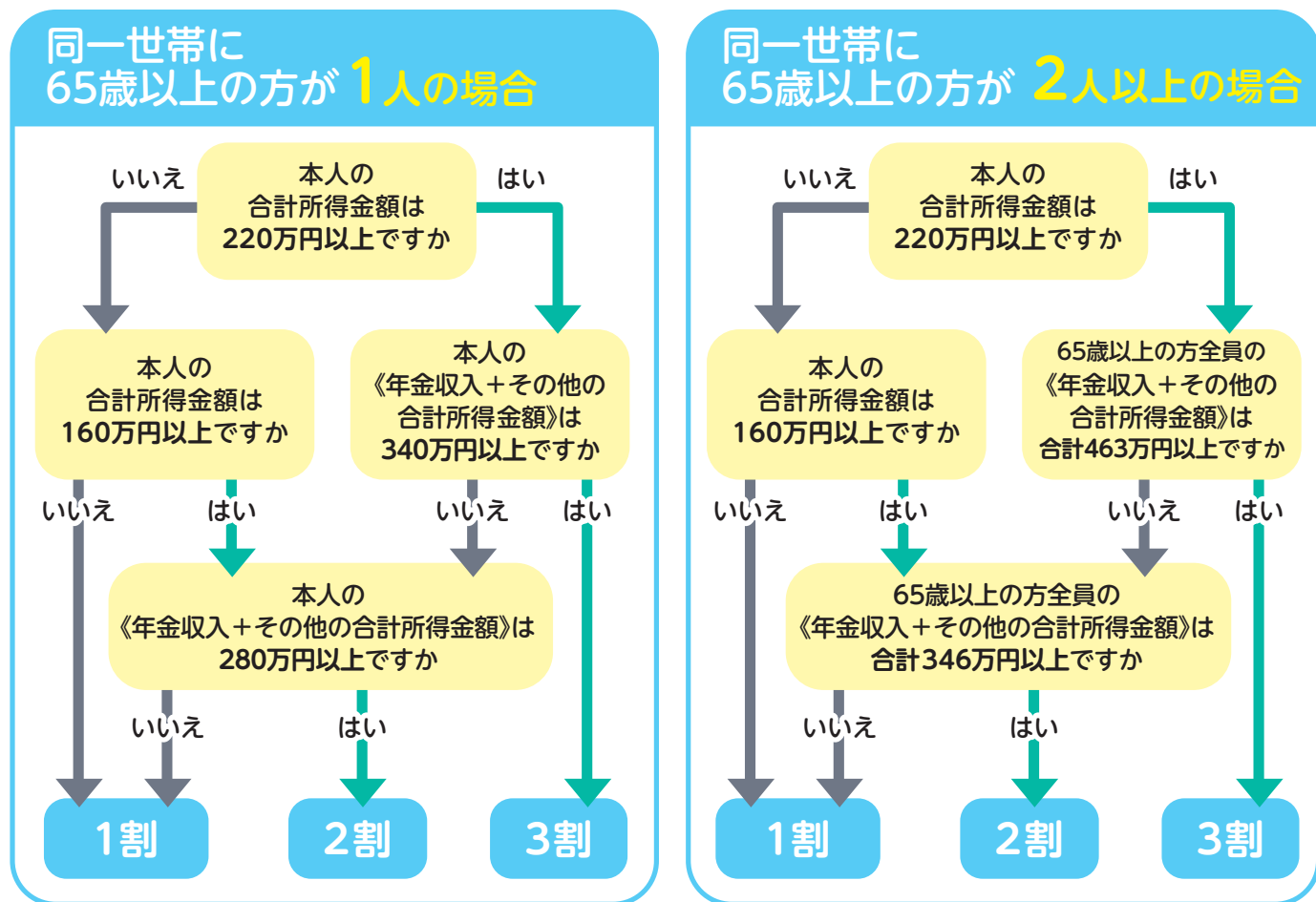
地域包括支援センター 担当地域のご案内

# 5 利用者負担について

## 費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

### 利用者負担割合判定の流れ



◎ 65歳未満の方、住民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

### 利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付  
135,000円

利用者負担額  
15,000円

### 支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。令和6年度からの限度額は、現在検討中です

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

# 利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

## 特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から支払われます。

### お手続き

高齢福祉課の窓口で申請が必要です。  
対象になる方に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

### 基準費用額 (1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額  
(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。

### 負担限度額 (1日あたり)

対象となる方は以下の条件を満たす方です。

- 本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
- 預貯金等の資産状況が、表に示される金額以下である

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階 生活保護の受給者	要件なし	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階 本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の方	単身: 650万円 夫婦: 1,650万円	820円	490円	490円(420円)	370円	390円【600円】
第3段階① 本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	単身: 550万円 夫婦: 1,550万円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円【1,000円】
第3段階② 本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	単身: 500万円 夫婦: 1,500万円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身:1,000万円、夫婦:2,000万円

※2 介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額です

※3 短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です

- 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# 高額介護サービス費

1割～3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、支給を受けるためには、市から送付する申請書の提出が必要です。

負担区分	利用者負担上限額(1ヶ月)
住民税課税世帯(同一世帯の第一号被保険者の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の方がいる場合	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる場合	世帯 93,000円
課税所得 380万円(年収約770万円)未満の方がいる場合	世帯 44,400円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が 80万円以下の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
老齢福祉年金の受給者の方	世帯 24,600円
生活保護の受給者の方	世帯 15,000円

- ※1 土地や建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除します。
- ※2 住民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

## 受領委任払制度の利用

施設入所の場合、介護給付の対象経費に対して上記の上限額の負担をするだけで、それ以上の施設サービス費の自己負担については、保険者から直接、施設の人に支払う「受領委任払制度」があります。

- ※高額介護サービス費等の受領委任払承認申請書を提出してください。
- ※住宅改修費用や福祉用具購入費用についても、四條畷市では、受領委任払制度があります。

## 特別の事情がある 場合の利用料の軽減

災害や長期入院、生活中心者の失業など特別な事情がある場合、所得状況によっては自己負担が軽減されることがあります。ご相談ください。

## ポイント ▶ 預貯金等に含まれるものとは？

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し等(タンス預金の場合は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等
負債(住宅ローン等)	借用証書等

### 預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません

## 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、下の限度額を超えた分が支給される高額医療、高額介護合算制度があります。

### ◆高額医療、高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額/8月～翌年7月＞

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる 世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表どおりの真定基準額で計算し、介護保険からの支給は別途設定する算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

## 自己負担が軽減される時

### ホームヘルプサービスの利用者負担が軽減されます

#### ●制度移行措置対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている人であって、下記の(ア)(イ)いずれかに該当する人

(ア)65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して来た人であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となった人

(イ)特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの人

### 社会福祉法人等による利用料の軽減制度

●低所得世帯でとくに生計が困難な人が、社会福祉法人等が提供する所定の介護サービスを利用する場合、利用者負担が軽減されることがあります。

●利用できるサービス(介護予防・地域密着型サービスを含む)

●介護老人福祉施設サービス ●訪問介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●通所介護 ●短期入所生活介護など

#### ●減額の割合

自己負担額の25% (老齢福祉年金の受給者のみ50%)

#### 低所得世帯とは

年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であることをはじめ、複数の要件をみとすこと。くわしくは市役所高齢福祉課にお問い合わせください。

#### 申請が必要です

市役所高齢福祉課の窓口で申請してください。

介護保険制度の  
しくみ

介護保険料に  
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# 6 介護予防・日常生活支援

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、高齢者が住み慣れた地域で、より長く自立した生活を送るための取り組みの一つです。

四條畷市では、市内にお住まいの方へ次のサービスを実施しています。

## 介護予防・生活支援サービス事業

**要支援1・2** **サービス事業対象者**の方が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

	名称	サービス内容	対象となる人
訪問型サービス	訪問型サービス (従前相当)	従前の介護予防訪問介護と同じサービス ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供	・身体介護が必要な人 ・専門職による中長期的な支援が必要な人
	訪問型サービスA (緩和型)	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 ※身体介護は含まれません。	訪問型サービス(従前相当)の対象外で、日常的に家事援助が必要な人
通所型サービス	通所型サービス (従前相当)	従前の介護予防通所介護と同じサービス 専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供	専門職による中長期的な支援が必要な人
	通所型サービスA (緩和型)	運動や、レクリエーションなどの多様なサービスを通じて、社会参加を促進する ※入浴、排泄、食事等の介助は含まれません。	通所型サービス(従前相当)または通所型サービスCの対象外となる人
	通所型サービスB (住民ボランティア型)	ボランティア等の運営による交流や、介護予防のための取り組みを行う	地域住民の助け合いの場で主体的な参加により介護予防が図れる人
	通所型サービスC (短期集中型)	運動、栄養、口腔の専門職の関わりにより短期間(概ね3か月)で生活行為の改善に取り組む	フレイル状態にある人で医師から運動制限を受けていない人



# 7 地域包括支援センターの

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者やその家族、地域住民などから受けた相談内容を行政機関、医療機関、ケアマネジャーなどと連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

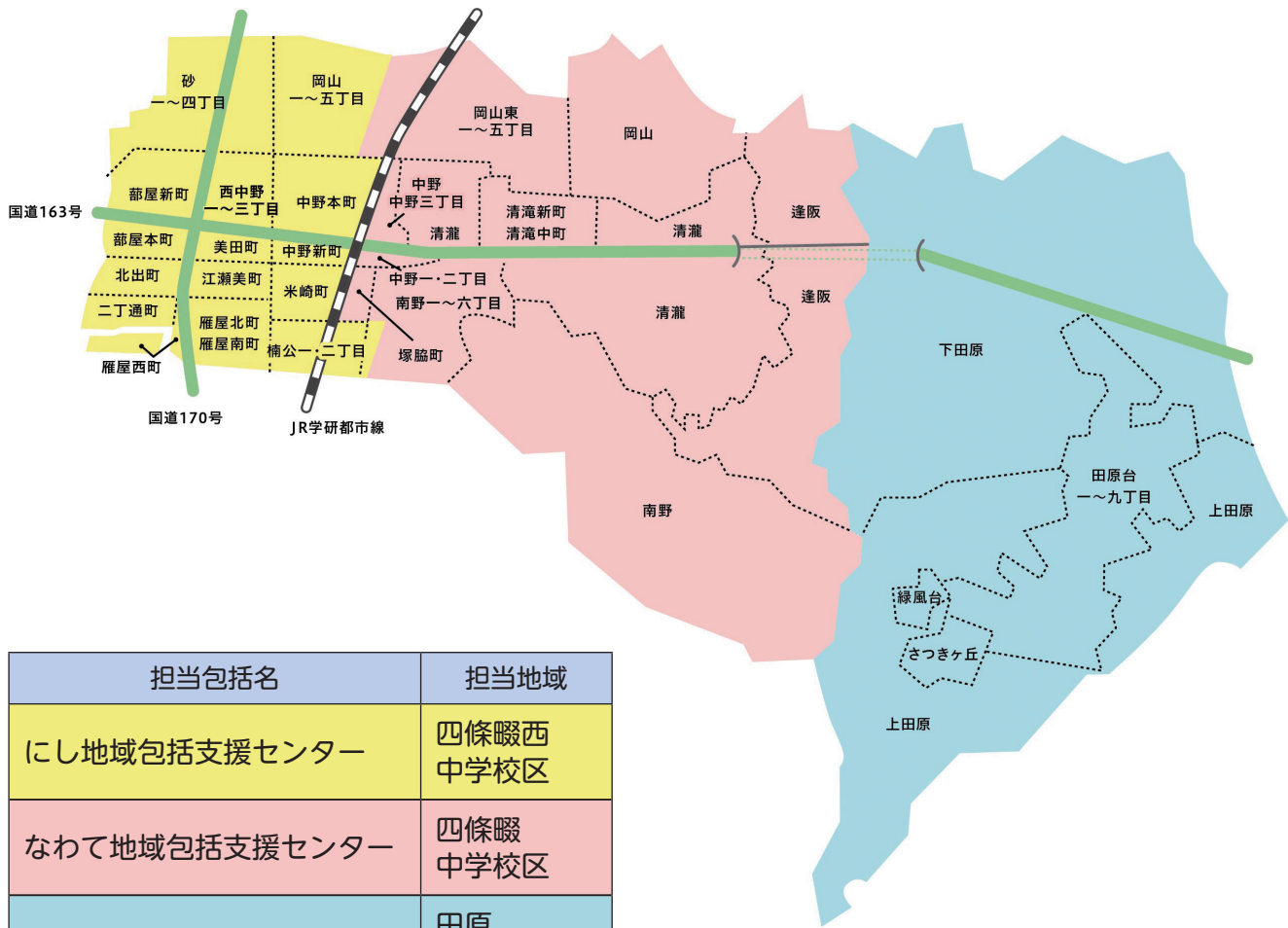
センター名	担当地域	電話番号	窓口開設時間
にし地域包括支援センター	四條畷西 中学校区	TEL:072-863-0170	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8:45～午後5:15 <sup>*1・2</sup>
なわて地域包括支援センター	四條畷 中学校区	TEL:072-862-3366	
たわら地域包括支援センター	田原 中学校区	TEL:0743-70-1249	

※1 緊急時は24時間対応可能です。

※2 事前予約にて休日相談可能です。



# 担当地域のご案内



担当包括名	担当地域
にし地域包括支援センター	四條畷西中学校区
なわて地域包括支援センター	四條畷中学校区
たわら地域包括支援センター	田原中学校区

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター  
担当地域のご案内

# MEMO

A large white rectangular area with horizontal dashed lines, intended for writing a memo. The lines are evenly spaced and run across the width of the page.